

一般社団法人 日本臨床試験学会 役員選任規定

平成 22 年 3 月 8 日施行
平成 22 年 4 月 30 日改訂
平成 30 年 7 月 3 日改訂
令和 4 年 5 月 23 日改訂

第 1 条（細則）

一般社団法人 日本臨床試験学会（以下「本法人」という）は、定款第 21 条に基づき役員選任規程を定める。

第 2 条（選挙管理委員会）

役員選任に関する事項を管理するため、選挙管理委員会（以下「委員会」）を組織する。

- 2 理事長は個人正会員の中から 3 名以内の選挙管理委員(以下「委員」)を委嘱する。
- 3 委員は役員選挙の公正かつ円滑な実施を図る。
- 4 委員の任期は 1 期 2 年とする。
- 5 選挙管理委員の互選により委員長を定める。

第 3 条（選挙人）

選挙人名簿作成時点の個人正会員は、選挙権を有する。

第 4 条（被選挙権者）

入会年度を含めて 2 年度以上を経過し、第 3 条に該当する個人正会員は、被選挙権を有する。ただし、本法人設立後の初回選挙時はこの限りではない。

第 5 条（選挙の告示）

選挙日は委員会で決定し、本法人ホームページおよびその他の方法で次の事項を告示する。

- (1) 選挙日（投票の締切日）
- (2) 立候補の最終届出期日
- (3) その他必要と認める事項

第 6 条（名簿の発行）

選挙人及び被選挙権者名簿は委員会が作成し、選挙人に配布する。

第 7 条（候補者の届出）

立候補しようとする者は、第 5 条第 2 項の最終届出期日までに、委員会所定の様式をも

って届出を行う。

第 8 条（立候補者の通知）

委員会は、立候補者が第 4 条に定める被選挙権者であることを確認のうえ、立候補者名簿を作成する。

2 委員会は、選挙日（投票の開始日）まの 10 日前までに選挙人に立候補者名簿を通知する。

第 9 条（投票）

選挙人は立候補者名簿より役員を選び、委員会が定める投票方法に従い投票する。

2 投票は無記名投票とする。

3 選挙人は、第 5 条に定めた選挙日（投票の締切日）までに投票を完了する。

第 10 条（開票）

開票は第 5 条で定めた選挙日（投票の締切日）までに完了したものについて行う。

2 開票は委員会が行う。

第 12 条（当選人）

選挙人は次の方法により当選人を決定する。

(1) 理事候補者または監事候補者の数が、定款に定めた数の範囲内であるときには、信任投票を行い、投票人の過半数の信任を得た者を当選人とする。

(2) 理事候補者または監事候補者の数が、定款に定めた数を超えるときには、定款に定める数までの人数を連記する方法による投票を行い、得票順に定款で定めた数の上限までを当選人とし、得票数が同数となった場合には抽選により当選人を決定する。

2 抽選は委員会が行う。

第 13 条（役員任命）

当選人が定まった時、委員会は当選人に通知する。

2 当選人が辞退した場合は、次点の者から順に繰り上げて当選人とする。

3 任期の開始する事業年度の定時社員総会の決議により役員を任命する。ただし、本法人設立後の初回選挙時はこの限りではない。

4 次期役員任命が行われるまでは、前期役員がその任期を継続する。

5 選任された役員の氏名は、本法人のホームページその他の方法で公表する。

第 14 条（補則）

本規定の改廃は、委員会の議決を経て理事会の承認を得る。

附則

本規定は、平成 22 年 3 月 8 日から施行する。

附則

本規定は、平成 22 年 4 月 30 日から改訂施行する。

附則

本規定は、平成 30 年 7 月 3 日から改訂施行する。

附則

本規定は、令和 4 年 5 月 23 日から改訂施行する。